

抗菌性物質製剤の範囲の見直しに伴う飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する 法律施行規則の一部改正等の概要

改正の趣旨・概要

(1) 飼料安全法^{※1}第2条第3項に基づき指定された飼料添加物の製剤のうち、「抗菌性物質製剤」と位置付けられるものについては、当該製剤を含む飼料の製造業者に対する飼料製造管理者の設置義務等を同法に定めています。

(2) 今般、次に掲げる措置を講ずるため、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則」^{※2}の一部改正等を行うこととしました。

①薬剤耐性対策の対象としてきた「抗菌性物質製剤」の範囲を見直し、一般に抗菌性物質に分類されないプロピオン酸、アンプロリウム等の飼料添加物の製剤^{※3}をその対象から除くこと（ただし、飼料製造管理者の設置義務等については、②による変更を除き従前のとおり。）

②プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム又はプロピオン酸ナトリウムの製剤を含む飼料の製造業者に係る飼料製造管理者の設置義務を廃止すること
当該改正等は、令和8年8月3日に施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

※2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号）

※3 プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム、アンプロリウム、エトパベート、クエン酸モランテル又はナイカルバジンを含む製剤

改正文のご案内

改正文（新旧対照表）については下のサイトにあります官報をご覧ください。

官報 令和8年8月3日（本紙第1760号）に掲載されております。

URL : <https://www.kanpo.go.jp/>

QRコード



担当： 農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課
飼料安全基準班 飼料添加物担当
TEL：03-3502-8111（内線：4546）
MAIL：feed_additive@maff.go.jp